

5トン未満クレーン運転業務特別教育（学科）

開催のご案内

労働安全衛生法第59条第3項の規定により、つり上げ荷重5トン未満のクレーン運転（トラッククレーン等移動式クレーンを除く）の業務に労働者を就かせるときは、事業者は法令に定められた特別教育を行わなければなりません。なお、玉掛技能講習修了者も本クレーンの運転業務を行う場合は特別教育を受講する必要があります。

当協会では、標記特別教育（学科）を下記のとおり開催いたしますので、この機会に貴事業場の該当者を積極的に受講させていただきますようご案内申し上げます。

静岡労働基準協会

記

1. 講習日程等

講習時間	講習会場
9:00～ 19:35	静岡県産業経済会館 3階 〒420-0853 静岡市葵区追手町 44-1

※駐車場はありませんので、周辺の有料駐車場を各自でご利用ください。

※開始時刻10分前までに受付けを済ませてください。オリエンテーションを行います。

2. 講習カリキュラム（学科：法定9時間教育）

(1) クレーンに関する知識	3時間（180分）
(2) 原動機及び電気に関する知識	3時間（180分）
(3) クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	2時間（160分）
(4) 関係法令	1時間（60分）

3. 実技講習について（本講習に実技講習は含まれていません）

- ・実技講習は、クレーンの運転方法(重量確認、地切、走行、横行、着地、荷ぶれ防止法等)、合図方法について、計**4時間以上**実施することになっています。
- ・講師は、クレーン運転士免許者、床上操作式クレーン運転技能講習修了者、クレーン運転特別教育修了者の中から指名し、各事業所等で実施して下さい。
- ・事業者は、特別教育を行ったときは、受講者や科目などについて記録を作成し、**3年間保存**しなければなりません。

4. 受講料（テキスト代、消費税等を含む）

当協会会員	15,200円	非協会会員	16,200円
-------	---------	-------	---------

※県内他地区基準協会に加入されている事業場様も当協会会員と同じ受講料とします。

受講申込書に加入している地区基準協会名を記入してください。

5. 受講資格

- (1) つり上げ荷重5トン未満のクレーン運転業務に従事しようとする満18歳以上の者
- (2) 外国籍の方は、日本語のテキストに沿った講義を行いますので、これに対応できる方を対象として受け付けます。また、通訳等の同伴は出来ません。

6. 受講申込み手続きの手順

- (1) 事務局に電話して、受講者の空き状況を確認してください。(TEL 054-253-7067)
※電話での予約は受付けておりませんのでご注意ください。
- (2) 受講申込書を作成し、FAXで送付してください。(FAX 054-253-7613)
※FAXの到着順に仮受け付けします。
事務局への持参や郵送でも構いませんが、申込書が到着した順に仮登録します。
※外国籍の方は、受講者氏名欄に在留カード又は自動車運転免許証に記載されている氏名を記入してください。
※受講者本人が記載内容に間違いが無いことを確認し、押印してください。
- (3) 事務局より、折り返し請求書及び受講票をFAXでお送りします。
※受講料は、遅くとも受講開始日2週間前までに納入してください。
- (4) 受講をキャンセルする場合、お送りした受講票はそちらで破棄してください。
また、受講者を変更する場合は事務局までご連絡の上、新しい方の受講申込書をFAXで事務局までお送りください。
※キャンセルの場合は受講開始日1週間前までに、受講者変更の場合は遅くとも講習会開始日2日前までに事務局までご連絡ください。

7. 講習会当日の本人確認について

講習会当日受付で本人確認を行いますので、以下のいずれかを提示してください。

[自動車運転免許証、健康保険被保険者証、マイナンバーカード、在留カード、学生証など
公的機関の発効した物。]

8. **修了証の交付** 講習修了者には、当日講習会終了後「修了証」を交付します。

9. **携行品** 受講票、本人確認証明書（上記7のいずれか一つ）、筆記用具
昼食（近隣の食堂及びコンビニが利用できます。）

10. **受講者が少ない場合、開催取り止め又は別日への移動をお願いすることがあります。**

11. **受講申し込み、お問い合わせは**

静岡労働基準協会

静岡市葵区鷹匠3丁目1-20

サンパレス鷹匠102号

TEL 054-253-7067

FAX 054-253-7613